



南木曾町高齢者福祉計画

【介護保険事業計画】

【南木曾町老人福祉計画】

—— 健康で元気なハッピーライフ ——

令和6年3月
長野県木曾郡南木曾町

目 次

第Ⅰ章 総 論

第1節	計画策定にあたって	2
1	計画策定の趣旨	
2	基本理念	
3	基本目標	
4	計画推進の留意点	
5	計画の法的根拠	
6	計画策定と点検体制	
7	計画の期間と見直し	
8	各種計画との関係	
第2節	南木曾町の現状と将来の見通し	4
1	高齢者人口の推移と将来推計	
2	高齢者世帯の推移	
3	要介護認定者等の推移と将来推計	
4	介護給付の動向	

第Ⅱ章 各 論

第1節	高齢者の社会参加の促進と健康増進の推進	8
1	社会参加・生きがいづくり	
2	フレイル予防・介護予防	
第2節	地域における支援体制、在宅医療と介護の充実	10
1	地域包括ケア体制の推進	
2	生活支援・移動支援の充実	
3	認知症施策	
4	介護人材の確保	
5	養護・介護施設の整備	
第3節	安心・安全な暮らしの確保	16
1	災害・感染症対策の推進	
2	高齢者の権利擁護、虐待防止、成年後見制度の利用支援	
3	交通安全対策の推進	
4	消費生活の安全と向上	
第4節	介護保険・給付事業	19
1	介護保険窓口業務の充実	
2	木曾広域連合との連携	
3	広報・啓発活動	
4	予防給付	
5	介護給付	
第5節	関係団体との連携	20
1	南木曾町社会福祉協議会との連携	
2	民生児童委員協議会との連携	
3	福祉・地域関係団体との連携	

【資料編】	介護保険関係年度別実績	21～25
-------	-------------	-------

	南木曾町住民意識調査集計結果	別冊
--	----------------	----

第 I 章 総 論

第 1 節 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本の高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」が 65 歳となった平成 27 年以降増え続けています。また少子化に伴い高齢化率は上昇の一途をたどっています。

南木曾町の令和 5 年 10 月現在の高齢化率は 44.1% となり、長野県平均の 32.2% を上回るペースで高齢化が進んでおり、医療・介護など、あらゆる支援のニーズがこれまで以上に高まっていくことが予想されます。

南木曾町においては、高齢者の安心と自立した生活への支援、生きがいづくり、健康づくり、介護予防の推進、認知症高齢者への支援、地域包括ケアシステムの推進に取り組みながら、住み慣れた地域で健康に暮らせる町の実現をめざします。

令和 5 年 7 月に「人口減少と高齢化、介護サービス等の担い手の不足が進むなかで、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の構築」のため、住民同士の支え合いや、住民の互助に対する意識について「南木曾町住民意識調査」（以下、「意識調査」という。）を行いました。その結果を踏まえながら、高齢者がその人らしく自立した生活を継続するための健康づくりと介護予防事業を推進し、高齢者福祉施策の基本的な政策目標を定め、地域の皆さんが安心して暮らせるように、「南木曾町高齢者福祉計画」を策定します。

2 基本理念

高齢者の基本的人権が尊重され、健康で生きがいをもち、社会活動への参加を通じて、この町でその人らしく安心して生活を営むことができる地域社会の実現をめざします。

3 基本目標

- (1) 高齢者の社会参加の促進と健康増進の推進
- (2) 地域における支援体制、在宅医療と介護の充実
- (3) 安心・安全の暮らしの確保

4 計画推進の留意点

PDCA サイクルの実施

個別の事業について「計画・実行・検証・改善」を繰り返す（PDCA サイクル）という自己点検等を行いながら事業を実施します。

南木曾町老人福祉計画は各事業の集合体であるため、基となる事業に PDCA サイクルを実施する必要があります。具体的には、毎年度取りまとめる成果報告書や事務事業評価シートにより、各事業実績の確認、目標の達成度、費用対効果

などを評価し、事業継続の課題や今後の事業の方向性を検討していきます。これにより住民ニーズの変化、高齢者を取り巻く社会の動向に応じるとともに、弾力的かつ適正な事業運営に努めます。

5 計画の法的根拠

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」を一体化したものとして作成します。

あわせて、この計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉計画」の一部とします。

6 計画策定と点検体制

地域福祉計画策定推進懇話会（高齢者保健福祉部会）を中心に策定し、サービス利用実績等を勘案して毎年度計画の進捗管理を行い、必要により懇話会等で審議を行います。

7 計画の期間と見直し

本計画は令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年の計画とします。次期の計画は令和8年度末までに見直しを行い、令和9年度から令和11年度の計画として策定します。

8 各種計画との関係

「南木曾町老人福祉計画、南木曾町介護保険事業計画」は、第9期長野県高齢者プラン、木曾広域連合第9期介護保険事業計画、南木曾町総合計画等と整合し調和のとれた計画とします。

第2節 南木曾町の現状と将来の見通し

1 高齢者人口の推移と将来推計

南木曾町における総人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和5年10月1日現在は3,781人となっています。

高齢者人口も減少傾向で推移していますが、高齢化率は増加傾向となっており、令和5年10月1日現在で44.1%まで上昇しています。

南木曾町における将来推計をみると、総人口及び高齢者人口は減少傾向で推移し、令和17年には、高齢者人口が1,316人となると推計されます。

高齢化率は上昇し続け、令和17年には47.2%に達し、約2人に1人が高齢者となります。

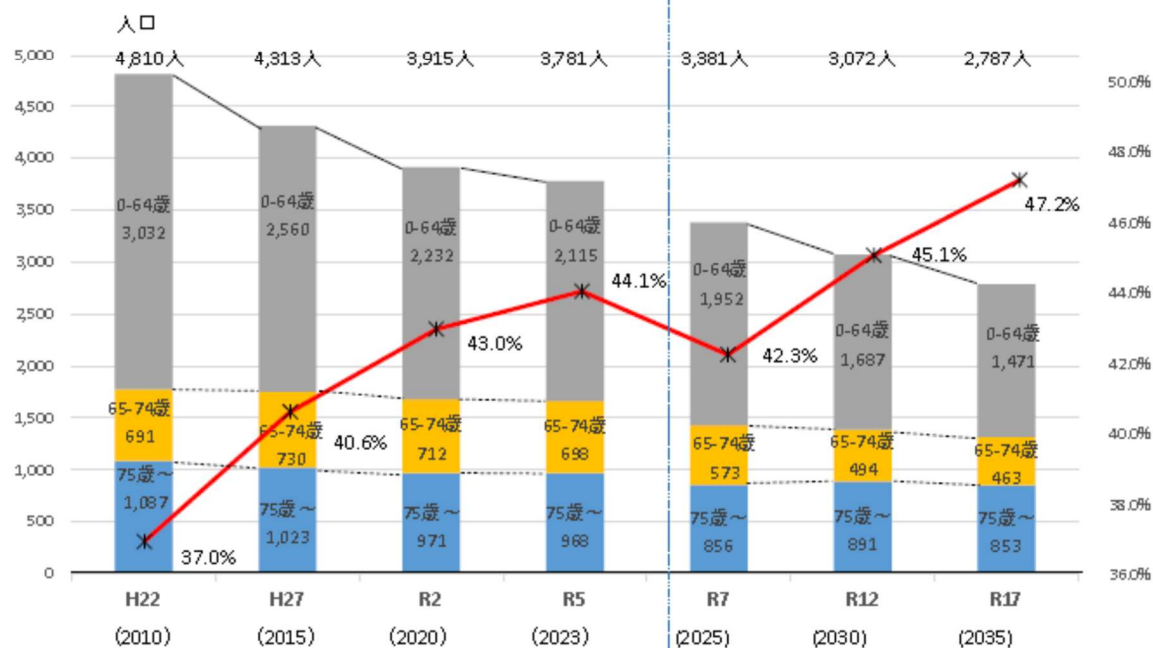
年齢層別人口 と 高齢化率の推移

年齢区分	H22	H27	R2	R5	R7	R12	R17
75歳～	1,087	1,023	971	968	856	891	853
65-74歳	691	730	712	698	573	494	463
0-64歳	3,032	2,560	2,232	2,115	1,952	1,687	1,471
合計人口	4,810	4,313	3,915	3,781	3,381	3,072	2,787
高齢者人口	1,778	1,753	1,683	1,666	1,429	1,385	1,316
高齢化率	37.0%	40.6%	43.0%	44.1%	42.3%	45.1%	47.2%

資料：H22～R2 国勢調査

資料：R5 10/1 住基人口

資料：R7以降 人口問題研究所[R2国勢調査データ] 都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口



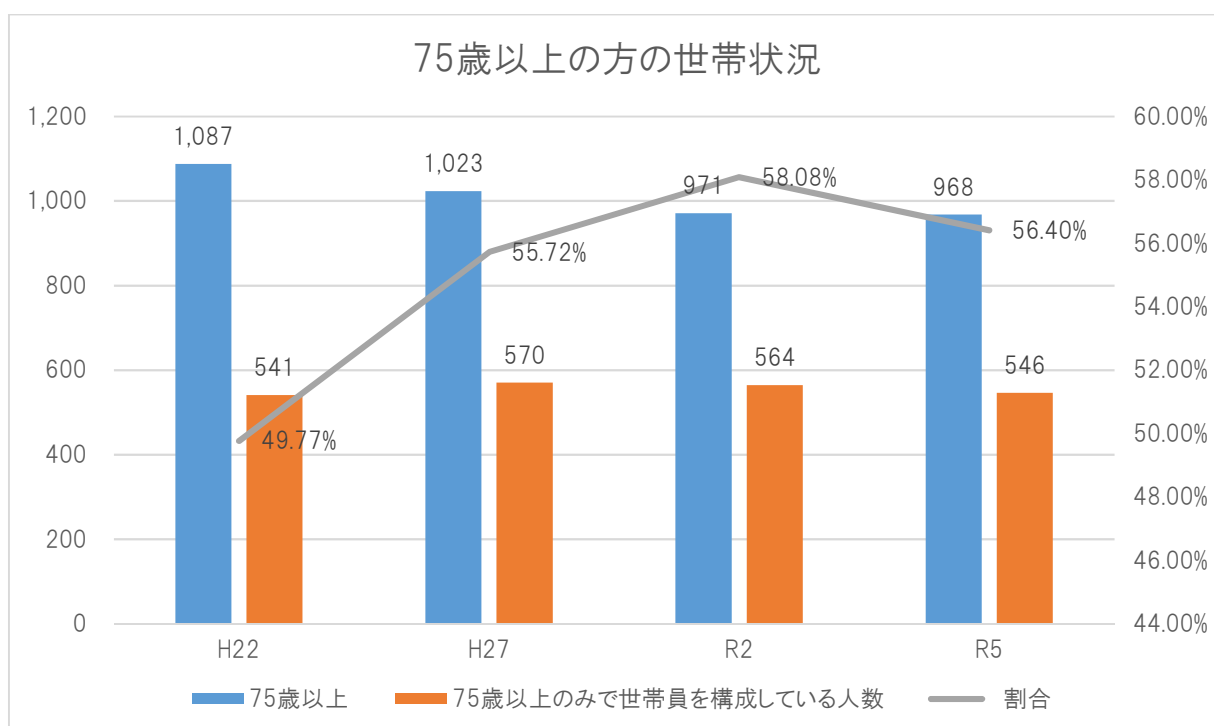
2 高齢者世帯の推移

南木曾町における75歳以上の人口及び世帯数の推移をみると、緩やかな減少傾向で推移し、令和5年10月1日現在では、968人、546世帯となっています。

一方で75歳以上の世帯数の割合は増加傾向で推移していましたが、令和5年には、56.4%とやや減少しています。

	H22	H27	R2	R5
75歳以上	1,087	1,023	971	968
75歳以上のみで世帯員を構成している人数	541	570	564	546
割合	49.77%	55.72%	58.08%	56.40%

※各年 10/1現在の人口



※各年10月1日時点

資料:H22~R2 国勢調査

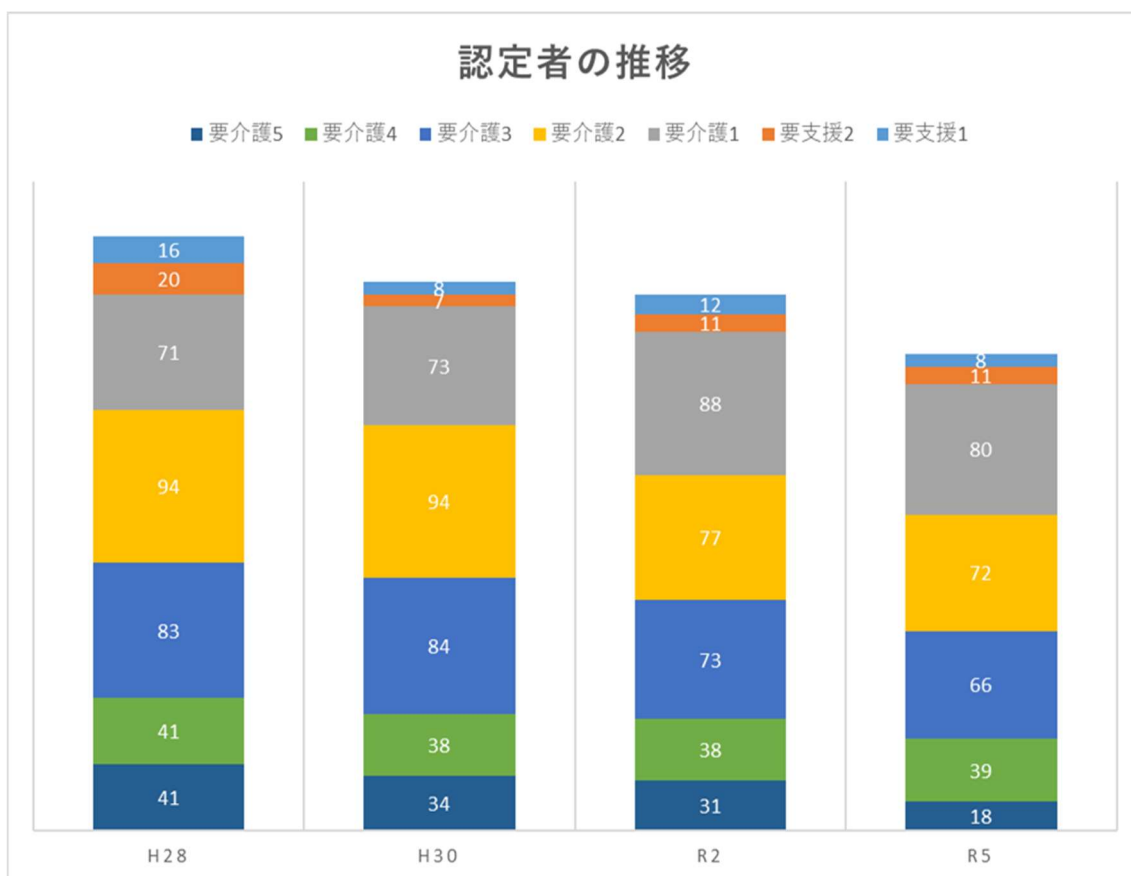
R5 10/1住基人口

3 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

要支援・要介護認定者数は減少傾向で推移しており、令和5年10月現在で、294人となっています。要介護度別にみると、平成28年と比較して令和5年では要介護5の減少幅が大きくなっています。

推計値

	H28	H30	R2	R5	R7
要支援1	16	8	12	8	
要支援2	20	7	11	11	
要介護1	71	73	88	80	
要介護2	94	94	77	72	
要介護3	83	84	73	66	
要介護4	41	38	38	39	
要介護5	41	34	31	18	
認定者合計	366	338	330	294	292
65歳以上人口	1,780	1,753	1,722	1,672	1,622
認定率	20.6	19.3	19.2	17.6	18



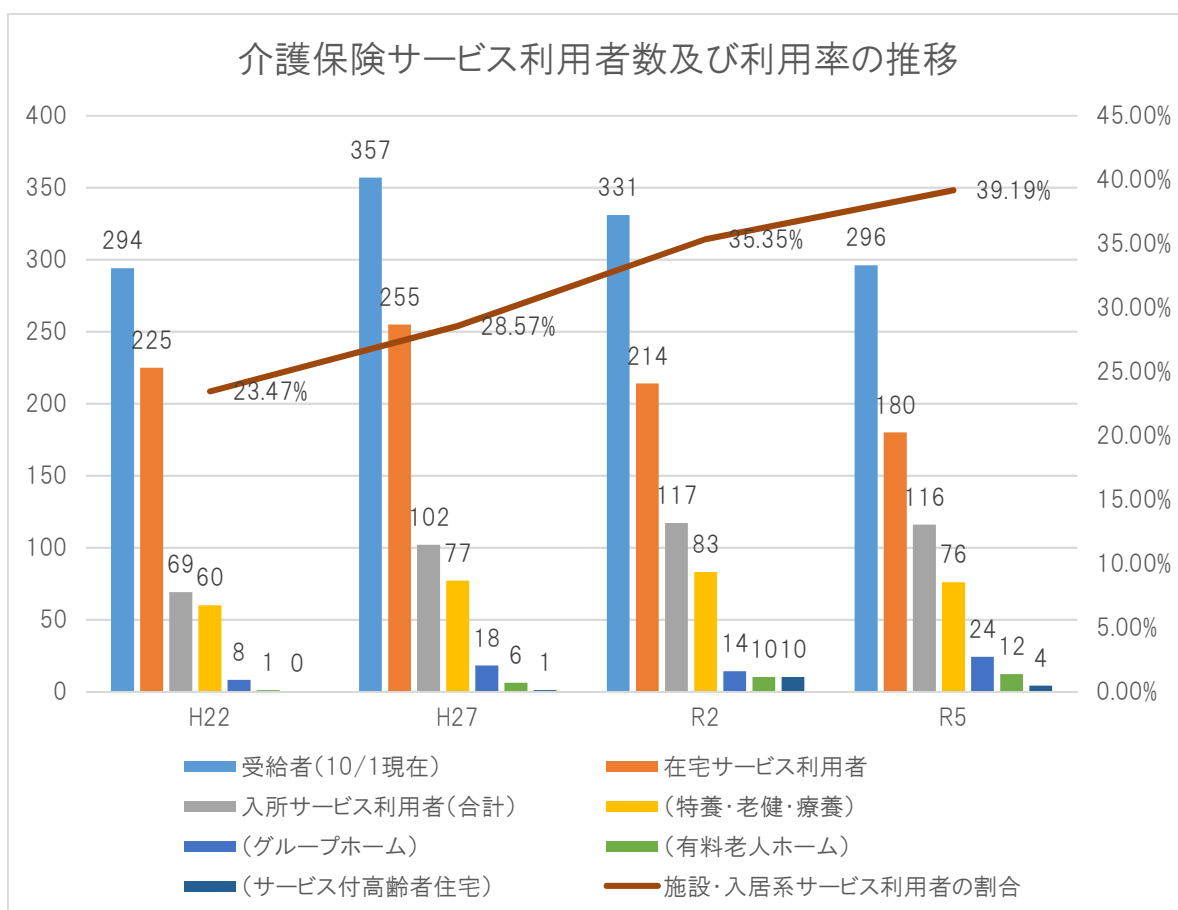
資料：木曾広域連合「介護保険事業状況報告」(10月分月報)

(R7推計値については、減少率を3%と見込んだ参考値)

4 介護給付の動向

令和5年10月現在の介護保険サービス利用者を在宅サービス、施設、居住系サービス利用者数で見ると「グループホーム」が24人、「有料老人ホーム」が12人と多くなっている一方、在宅サービスの利用者数は、減少傾向となっています。

	H22	H27	R2	R5
受給者(10/1 現在)	294	357	331	296
在宅サービス利用者	225	255	214	180
入所サービス利用者(合計)	69	102	117	116
(特養・老健・療養)	60	77	83	76
(グループホーム)	8	18	14	24
(有料老人ホーム)	1	6	10	12
(サービス付高齢者住宅)	0	1	10	4
施設・入居系サービス利用者の割合	23.47%	28.57%	35.35%	39.19%



資料：木曾広域連合「介護保険事業状況報告」(10月分月報)

第Ⅱ章 各 論

第1節 高齢者の社会参加の促進と健康増進の推進

1 社会参加・生きがいづくり

意識調査の結果によると、南木曾町の住民は、地域における助け合いについて多くの力を発揮し、互いの暮らしを支えあっています。一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を活かし、住民どうしの力を活かしていくとともに、今後さらに高齢化が進んだ中にあっても持続可能なものとなるように次の施策を行います。

① 有償ボランティア、介護予防サポーター養成の推進

生活支援や地域サロンなどは、地域住民の福祉活動により支えられています。なぎそ・おたすけ隊協力会員の平均年齢が72.5歳であり、65歳以上の方が支えています。こうした住民同士の助け合いを通じて担い手本人も活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう、啓発、養成、活動を支援していきます。

② 高齢者生きがい対策事業

自主的な活動をしている町内5地区の老人クラブを高齢者の社会参加活動の中心的な団体として位置付け、交流活動や生きがい活動などを支援するとともに、老人クラブへの入会についても広報等を活用し呼びかけていきます。

③ シルバー人材センター運営費補助

シルバー人材センターの運営の補助を行います。高齢者が長年培った知識・経験・能力を有効に生かして働くことにより、高齢者の「生きがいの充実」「健康増進」「地域社会への貢献」を目指します。人口減少に伴う労働力不足が懸念され、高齢者の就労への期待が高まっています。

2 介護予防・※フレイル対策・健康づくり

木曾広域連合第9期介護保険事業計画と整合性をはかりながら介護予防事業を行います。恒常的な運動習慣の定着や、住民主体組織への支援など、様々なアプローチで介護予防・健康づくりに取り組みます。令和3年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、フレイルへの移行や生活習慣病の重症化を防ぎ、安心して自立した日常生活を送ることができるよう取り組みます。

※フレイルとは加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態

①介護予防・日常生活支援総合事業

必要に応じて「※基本チェックリスト」を用い、事業対象者の把握を行います。基本チェックリスト該当者で、訪問型サービス、通所型サービスを利用する場合に、役場健康しあわせ係内の地域包括支援センターで、介護予防ケアマネジメントとしてケアマネジメントを行い、ケアプランを作成、評価、見直しを行います。

※基本チェックリストとは65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのもの。生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、適切な事業、サービスにつなげることにより状態悪化を防ぐためのツール。全25項目の質問で構成

②パワーアップ教室

一般介護予防事業としてパワーアップ教室を開催しています。令和2年10月から、フレイル予防のため健康体操を中心に半日開催とし、実施回数を月に2回から3回へと増やしました。今後も筋力、認知機能低下防止のためのプログラムを実施していきます。

③訪問指導

令和2年度から、訪問指導事業をNPO法人なぎそ福祉会に委託し、閉じこもり予防等を目的に従来の看護師による訪問指導等を継続します。訪問指導を行いながら、状態に応じて適切なサービスにつながるよう支援していきます。

④配食サービス（基本チェックリスト該当者）

体重の減少などから栄養改善が必要と認められる対象者に定期的な安否確認を兼ねた配食サービスを実施します。

⑤健康運動指導士等・管理栄養士・保健師・サロン派遣事業

地区サロンへ健康運動指導士等・管理栄養士・保健師が出向き、フレイル予防のための運動・栄養・健康講座を実施し、生活習慣病の重症化予防、フレイル予防の普及啓発に努めます。

⑥特定健診

町の健診結果報告会において、個別に自らの健康状態の把握と生活習慣の改善に向けた保健指導を保健師・管理栄養士が実施しています。また、令和5年度からは、町の特定検診、高齢者健診に合わせて、歯科衛生士による※オーラルフレイル予防のための講座を実施しています。

※オーラルフレイルとは老化に伴う様々な口腔の状態（歯数・口腔衛生・口腔機能など）の変化に、口腔健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加

し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまで繋がる一連の現象及び過程

⑦高齢者の特性を踏まえた個別支援（ハイリスク者の保健指導）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、フレイル予防や生活習慣病等の重症化予防のため、*KDBシステム等により健康状態が不明な高齢者（医療機関・健診とも未受診、かつ、介護サービス未利用の方）に対して家庭訪問等により、健診の受診勧奨を行うとともに、必要に応じて個々の状態に合わせた医療や介護サービスにつなげます。

※KDBシステムとは、いままで別々であった、「特定健診・特定保健指導」「医療」「介護保険」等のデータを紐づけし、保険者に有用な「統計情報」「個人の健康に関する情報」を作成するシステム

第2節 地域における支援体制、在宅医療と介護の充実

1 地域包括ケア体制の推進

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア」体制の構築により、地域の実情、特性等を反映させ、在宅生活を包括的に支援する体制を整備し、質の高いサービスの提供に努めます。

①総合相談支援事業

生活や介護の相談など、高齢者や家族などからの多様なニーズに応じることができるよう、地域包括支援センターの総合相談機能の専門性を高め、医療・介護・福祉・保健関係者などとの連携を図りながら、的確な状況把握を行い、関係機関と連携し対応します。高齢者の状況によっては直接居宅を訪問するなどの、より積極的な対応を行うこともあります。当該事業の実施及び窓口の設置について住民に広く周知し、より早期から適切な支援へつなげることができるよう努めます。

②地域ケア会議推進事業

介護支援専門員など、多職種の専門家が関わる地域ケア会議により、個々の課題解決にあたります。また、医療、福祉、介護及び保健に関する団体並びに関係行政機関で構成される、地域包括ケア会議において出された地域課題について共有し、検討していきます。

③高齢者実態把握事業

独居高齢者の状況を把握し、災害、急病などの緊急時に適切に対応できるよう、実態調査を実施します。調査は、民生児童委員の協力を得て全世帯訪問、聞

き取りによる調査を基本として行います。本人の状態からサービスの検討が必要な場合には地域包括支援センター職員が訪問し、状態に応じた適切なサービスにつながるよう支援します。

④高齢者緊急対応事業

介護者に事故等不測の事態が生じた場合などに在宅での生活を確保するため、通所介護、訪問介護、短期入所、生活介護などを提供します。要した費用については介護保険サービス適用相当額分の9割を補助します。

⑤緊急通報体制等整備事業

65歳以上の独居高齢者または高齢者のみの世帯へ、緊急通報電話の設置を支援します。急病などの緊急時にボタンを押すと、登録された親族、近隣住民などへ自動的に通報が入ります。

⑥緊急医療情報あんしんキット事業

65歳以上の独居・日中独居の方などを対象に、救急医療活動に役立つ「あんしんキット」を民生委員の協力を得ながら給付・更新していきます。

2 生活支援・移動支援の充実

独居や高齢者世帯において日常生活における掃除、買い物、食事づくり、ゴミ出しなどの家事支援、通院等の移動支援が必要な世帯が増加しています。生活支援コーディネーターの配置によりニーズの掘り起しや有償ボランティアの活用を推進し、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、ボランティア・NPO・民間企業・協同組合などの多様な生活支援サービスが提供できる体制づくりに努めます。

①生活支援コーディネーターの配置と協議体会議の開催

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターを南木曾町社会福祉協議会に配置しています。また、多様な関係機関の情報共有や、協働による取り組みを推進するため協議体会議を定期的に開催します。

②なぎそ・おたすけ隊活動

生活支援コーディネーターを窓口にも、高齢者等の困りごとに対してなぎそ・おたすけ隊の利用会員と協力会員をマッチングし、生活支援サービスの提供を推進します。また、協力会員の募集と研修の開催、活動の周知や関係機関との連携等、更なる活動の推進を支援します。

意識調査の中でも、近隣の助け合いの意識が高い結果が表れており、助け合いのきっかけとして「低額の謝金などのしくみがあれば 支援しやすい」との回答も10%あり、今後の事業の拡充が期待できます。

③ボランティア送迎事業

車両を運転して移動することが困難な高齢者に安心して生活圏拡大と社会参加できるよう、生活支援コーディネーターが中心となっていく、登録ボランティアによる送迎事業が令和2年11月から実施されました。近距離の移動支援を原則として活動し、移動支援サービス専用の自動車保険に加入しボランティア送迎を支援します。当面は地区サロン送迎への適用から開始し、たすけ合いによる交通手段として発展するよう支援していきます。当該事業も、なぎそ・おたすけ隊と同様に今後の事業の拡充が期待できます。

④住民主体サービスの支援

住民主体の通いの場としてのサロン、自主運動教室を支援するため、サロン運営者等への助言や交流会、立ち上げの支援を行っていきます。

⑤配食サービス（要介護認定者）

要介護状態にある独居、高齢者世帯の方を対象に、担当の介護支援専門員の作成したケアプランに基づき、栄養改善、見守り、安否確認も含めた給食サービスを実施します。

⑥高齢者補聴器購入費補助金

生活の質の向上や社会参加促進のため、聴力低下のある高齢者を対象に、補聴器購入費用の2分の1（上限3万円）及び医師意見書作成料を補助します。

⑦家族介護教室

要介護1以上の方の介護者を対象に、介護状態に応じた介護技術の習得をめざし、自宅などでの個別教室として実施します。教室は年1回の利用を原則としますが、介護度の変更ごとに利用できるものとして、介護者の介護負担の軽減に努めます。介護技術は、社会福祉協議会のヘルパーが訪問指導します。

⑧家族介護継続支援事業

要介護1以上の方の介護者を対象に、継続的な在宅介護による日頃の介護疲れを癒し、心身の元気回復を目的にレクリエーション等を通じた介護者の交流事業を実施します。

⑨訪問理美容事業

要介護3以上の方や、要介護2以下でも常時臥床の状況にある方が対象となります。理美容師が自宅訪問し散髪する場合、理美容師の交通費を町が負担し年4回まで利用が可能です。

⑩日常生活用具貸与事業

介護保険法における福祉用具貸与が受けられない方の中で、特に支援が必要な方または病気療養中の方に一定期間、車イスを貸与します。

⑪高齢者にやさしい住宅改良促進事業

介護保険対応を超えた分について、所得の状況により住宅改修費を補助します。

⑫高齢者タクシー等乗車券助成事業

要介護3以上で歩行困難な方が対象となり、6,000円分のタクシー等乗車券を交付し通院の支援を行います。透析患者及び独居の方は12,000円分を交付します。

⑬移動に関する調査研究の検討

意識調査の中では、「心配・不安なこと」伺ったところ、通院や買い物などの移動手段に関する不安を選択した方が全体の3割と一番多く選択されました。この結果から、今後生活していくうえで「移動手段の確保」が最も優先される課題であると明らかとなりました。

現在、国において、道路運送法の規制緩和の検討もはじまり、それらの動向も注視しながら関係機関と連携し、地域公共交通をはじめとした、総合的な移動支援の検討をすすめます。

3 認知症施策

認知症の人やその家族が安心して生活するためには、家族だけでなく地域住民全体の理解や協力が必要となります。地域住民や関係機関等と連携しながら、地域で認知症を支える環境づくり、認知症についての啓発・予防・早期発見のためのネットワークを生かしたサービスの充実を図ります。また、南木曾町社会福祉協議会に認知症地域支援推進員2名を配置し、認知症関連事業の推進を強化しています。

①認知症初期集中支援チームの設置

認知症や認知症の疑いのある方に対し、早期からの相談等を行い、関係機関との連携による本人・家族への支援を切れ目なく行う体制をつくります。

②認知症高齢者等徘徊・見守りSOSネットワーク事業

町内協力機関の支援をいただきながら地域での見守り体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めていきます。

また、令和2年度から町負担により、登録者を対象に個人賠償責任補償保険に加入し、在宅でも安心して介護できるよう家族支援を行います。

③認知症高齢者家族やすらぎ事業

認知症高齢者を介護する家族の身体的・精神的負担を軽減し、認知症高齢者の在宅生活を支援するため、やすらぎ支援員（近隣者・知人）を育成・派遣して介護者の負担を軽減します。

④認知症高齢者日常生活用具給付事業

要支援・要介護者のうち認知症があると認められ介護報酬認知症加算に該当する方に対しGPS機器の給付をします。

⑤老人日常生活用具給付事業

要支援・要介護者のうち認知症があると認められる方のうち、独居または高齢者世帯かつ非課税世帯に属する方が対象となります。火災報知機、自動消火器、電磁調理器を給付します。

⑥認知症サポーター養成

地域での認知症理解のための普及啓発・人材育成・予防についての研修などに努めます。小学生・中学生・高校生の授業に養成講座を組み込み、一般住民には関係機関との連携により講座を開催していきます。

⑦認知症カフェの設置

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあうことを目的に認知症カフェの設置を推進していきます。令和3年4月からは、吾妻地区にも設置し町内3ヶ所開催し、令和5年度からはサテライトでもカフェを実施しています。

⑧認知症心配ごと相談

月1回行われる心配ごと相談（個室による面談）と併設し開催しており、認知症にかかる心配ごとについて推進員が対応し、関係機関との連携をはかっていきます。

⑨認知症家族の会、講演会

認知症を患う家族を介護している方を中心に、治療に関わる医師の助言や家族

と関係職員の交流・講演会を通じて正しい知識を習得し安心して暮らせる体制づくりを進めます。

⑩ふれあいサロン出張講座

地区サロンに認知症地域支援推進員がおもむき、テキスト等を利用し認知症に関する知識・予防を普及します。

4 介護人材の確保

南木曾町では、少子高齢化に伴う生産年齢の人口減少が進んでいるため介護従事者の確保が大きな課題となっています。木曾広域連合と協力し、介護従事者を育成するための研修会の開催等により、新規人材の確保、定着に向け、さらなる取組が必要です。また、限られた人材で効率的にサービス提供ができるよう、*ICTや*DXに関する情報を積極的に発信し、介護サービス事業所の安定した事業継続ができるよう支援します。

※ICT：Information and Communications Technologyの略 情報通信技術を活用したコミュニケーションやネットワークを活用した情報・知識の共有のこと

※DX：Digital Transformation の略。情報通信技術が社会に浸透することで人々の生活がより良いものへ変革するという概念 自治体における DX の活用は、行政サービスの効率化、行政への住民参加の促進などに効果的

5 養護・介護施設の整備

地域における高齢者福祉の中核施設として、介護老人福祉施設の特別養護老人ホーム「木曾あすなる荘」、認知症対応型共同生活介護施設「サンシャイン神戸の杜」、通所介護事業所の「南木曾デイサービスセンター」、「宅老所喜楽庵」、「宅幼老所ごうどの家」があり、各施設へ必要に応じて助言、情報提供を行い、適切な施設運営を支援します。このうち木曾あすなる荘は施設の老朽化、介護職員の不足などにより、利用定員を削減して運営を行っています。セーフティネットとしての役割を持つ施設であるため、町として必要な協力をしながら今後も施設運営の具体的な協議を進めていきます。

木曾地域唯一の養護老人ホーム「木曾寮」は、木曾寮移転改築基本計画により令和5年度に新施設が完成しました。令和6年4月から定員55名、短期入所3名の施設として指定管理制度による運営を開始します。今後も郡内町村、木曾広域連合等と連携し、適正な施設運営に関わっていきます。

第3節 安心・安全な暮らしの確保

1 災害・感染症対策の推進

地震や台風による災害はいつでも起きてもおかしくない状況にあります。加えて、近年多発する豪雨災害では、高齢者に被害が集中しています。意識調査の中では、心配・不安ごとについて「災害や急病になったとき、自分や家族の生命が守られるか不安だ」との回答が2番目に多く選択され、南木曾町特有の地形や、集中豪雨による災害の歴史などから災害や医療への不安があることも考えられます。

災害時に配慮を必要とする高齢者が適切な支援を受けられるよう、「南木曾町防災計画」・「南木曾町避難所運営マニュアル」に基づき、関係機関や地域と協力して避難支援体制の構築、福祉避難所の設置等を行います。また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、引き続き避難確保計画の策定と定期的な避難訓練の実施を指導していきます。

感染症に関しては、新型コロナウイルス感染症は第5類に移行しましたが、依然として流行を繰り返しています。インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症も季節ごとに流行しており、高齢者は重症化しやすいことから、特に注意が必要です。感染症対策の普及啓発のほか、予防接種に係る費用補助等、医療機関、保健所等と連携して感染症対策に必要な体制や備蓄品の整備に努めます。

①避難行動要支援者名簿の整備

平成23年6月に策定した「南木曾町災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」及び災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を行います。随時更新を行い、災害発生時の安否確認や大雨等により災害が予想される際の状況確認に活用します。

②災害時住民支え合いマップの整備

災害に備え、高齢等により自力での避難が困難な方について地域で情報を共有し、助け合いにより全ての住民が安全に避難できる体制づくりに努めます。

災害時住民支え合いマップは、要支援者の所在地、支援者の所在地、避難場所、避難方法が地域で共有されていれば形態は問わないため、ハザードマップを活用してすでにほぼ全ての地区で整備されています。今後は地域ごとに機会をとらえて更新、個別避難計画に反映させる等、実用性のあるマップづくりが行われるよう働きかけを行います。

③個別避難計画の作成

災害対策基本法に基づく避難行動要支援者のうち、自ら避難することが困難であり、避難のため特に支援を要する方を対象に個別避難計画の作成を進めます。災害時に有効性のある計画とするため、作成にあたっては本人、親族の他、ケア

マネージャーや避難支援等実施者など、本人の状況を把握している人の参画を求めていきます。

2 高齢者の権利擁護、虐待防止

高齢者が尊厳を持ってその人らしく暮らすことができるよう、関係機関との連携、支援体制の強化を図り、高齢者の権利擁護に努めます。

高齢者の虐待防止及び早期発見に努めるとともに、高齢者虐待に関する正しい知識の普及と人材育成を図ります。認知症や身寄りがいないなどの理由により財産管理や日常生活に支援が必要な高齢者が増えています。関係機関や専門家と連携し、認知症高齢者等の財産や権利を守る取り組みを進めます。

①高齢者虐待の防止

虐待を発見したときには、高齢者虐待防止法（平成18年施行）により、養護者による虐待、養介護施設従事者等による虐待に対し適切迅速に対応します。必要に応じ、立ち入り調査や面会制限などの権限行使を行います。虐待に関する広報などを通じて、住民の虐待防止に対する意識向上を図ります。

②高齢者の権利擁護と成年後見制度の利用促進

木曾郡全域の成年後見制度（家庭裁判所で選任された法定後見人が本人の代理として、財産管理や契約業務を行う）の普及啓発や利用促進のため、令和4年度に木曾広域連合に中核機関が設置され、成年後見制度に関する相談体制が整備されました。成年後見人の担い手の確保、育成が今後の課題となっていますが、南木曾町では令和5年度に社会福祉協議会が法人後見を行う体制を整備しました。既に実施している日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用者が社会福祉協議会と契約し、日常の金銭管理などを行う）とともに、高齢者の財産と権利を守る役割が期待されます。

③老人福祉施設措置入所事業

概ね65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由などにより在宅で生活することが困難な方を対象に、養護老人ホームへの入所措置を行います。身寄りのない高齢者の増加、長期入院者の退院支援による地域移行が進む中で、安心して暮らせる養護老人ホームは必要な施設です。今後も利用希望者の状況を確認しながら、適切な入所措置を実施します。また、入所後も施設と連携し、利用者の状況把握や措置権者としての支援に努めます。

④生活管理指導短期宿泊事業

日常生活における起床・就寝・食事など生活習慣の改善が特に必要と認められる方に、その改善を目的として一定期間（原則10日間）宿泊による生活訓練を行いま

す。事業の実施は、養護老人ホーム木曾寮で実施します。

3 交通安全対策の推進

近年、交通事故における高齢ドライバーの問題が多く取り上げられています。高齢者に起因する事故防止には、運転を継続せざるを得ない状況における安全運転に対する支援と、免許返納後の日常生活における移動手段の確保が必要です。誰も加害者・被害者にならないため、関係機関と協力して交通安全教育、デマンドタクシー等を活用した移動手段の確保に努めます。

①高齢運転者交通事故防止対策事業補助金（サポカー補助金）

高齢運転者による交通事故防止のため、65歳以上の方を対象に安全運転サポート車の購入には30,000円、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の後付けには15,000円の補助金を給付します。

②運転免許証の返納についての相談支援

身体や認知機能の低下により、運転が心配される方の運転免許証の返納についての相談を、関係機関と連携を図りながら支援します（南木曾交番でも相談を受け付けています）。また、運転免許証自主返納支援事業として、免許の自主返納後、運転経歴証明書の交付を受けた方へ申請に基づき南木曾町商品券 13,000 円を交付し、地域バス、タクシー等の移動にかかる費用を支援します。

4 消費生活の安全と向上

高齢者を狙った特殊詐欺はテレビやチラシ、金融機関のATMなど、様々なところで被害防止の注意喚起が行われていますが、県内での被害件数や被害額は増加傾向にあります。高齢者を特殊詐欺の被害から守るため、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金として、詐欺電話を受けにくくする機能を持つ特殊詐欺被害防止装置の購入費の2分の1以内（上限6,000円）を補助し、特殊詐欺被害の防止を推進します。また、架空請求や高額商品を売りつけるなどの悪徳商法も高齢者に多い消費者トラブルです。住民の一番身近な相談先として、県消費生活センターなどと連携しクーリング・オフ制度の利用や被害に遭わないための知識の周知に努めます。

第4節 介護保険・給付事業

介護保険事業は、介護保険財政の安定化とサービスの平準化をめざして、平成15年度から木曾広域連合が保険者となり運営しています。介護保険法に規定する介護保険事業計画も木曾広域連合が懇話会を設置し策定しています。

1 介護保険窓口業務の充実

地域支援事業や要介護認定などの申請、介護サービス（通所介護、訪問介護、住宅改修・福祉用具購入等）の受付、保険料の納入等の窓口業務について、親切丁寧な対応を心がけ相談しやすい窓口の雰囲気をめざします。また認定調査の体制の充実をはかり、木曾広域連合の認定審査会との連携により、申請から認定まで迅速な処理を実施します。特に、苦情や緊急を要する相談については、利用者が不便を感じることはないよう適切な対応に努めます。

2 木曾広域連合との連携

広域化された介護保険事業の制度改正が円滑に推進されるよう、木曾広域連合と密接な連携を取っていきます。特に低所得者に対する保険料の段階設定や各種助成制度の実施、要介護認定に関する訪問調査などの実施、介護給付における各種申請事務などについて、利用者が不便を感じることはないよう連携を取って対応していきます。

3 広報・啓発活動

介護保険制度のサービス内容や利用方法などについて、住民説明会・広報・啓発活動を木曾広域連合と連携し継続的に行っていきます。

4 予防給付

要支援1及び要支援2の方に対して、要介護状態の予防を目的として給付されます。役場健康しあわせ係内の地域包括支援センターで、（一部居宅支援事業所へ委託）地域支援事業との整合性をはかりながら、個々の状態像に応じた介護予防サービス計画を作成、評価を行い見直していきます。

5 介護給付

要介護1から要介護5の方に対して、要介護状態に適応したサービス費用が給付されます。南木曾町社会福祉協議会などの居宅介護支援事業所で、個々の状態像に応じた介護サービス計画を作成し評価を行い見直していきます。

第5節 関係団体との連携

1 南木曾町社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、公共性を持つ唯一の社会福祉法人として、福祉全般から介護保険サービス事業、ボランティア団体の育成など幅広い活動に取り組んでいます。また町内の福祉団体の中核的組織であることから、生活支援のためのネットワークづくりや地域福祉活動への支援にも期待が寄せられています。なぎそ・おたすけ隊やボランティア送迎の運営、法人後見受任体制整備など、地域や時代のニーズに応じた福祉事業の実施のため、今後も町と社会福祉協議会の連携を密接にはかります。

2 民生児童委員協議会との連携

後期高齢者や独居世帯の増加などによって、保健福祉制度やサービスへの期待がますます高まっており、地域とのつなぎ役である民生児童委員の役割も重要になっています。定例会や各種相談を通じて民生児童委員協議会との協力関係を強固なものとし相談業務や情報提供により、必要な人が必要なサービスを受けられる相談支援体制づくりに努めます。

3 福祉・地域関係団体との連携

関係団体には、NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、シルバー人材センター、長寿社会開発センター賛助会などがあります。今後とも各団体との連携をはかりながら、学習会や研修会の開催、関係団体のネットワークづくりを進め、高齢者の健康づくりと介護予防の意識高揚、地域福祉活動の推進に努めていきます。

【資料編】 介護保険関係年度別実績

① 第1号被保険者のいる世帯数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	1,176	1,171	1,163	1,141

② 第1号被保険者数

年齢区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上75歳未満	713	736	740	702
75歳以上	1,021	990	965	977
(うち外国人)	7	6	7	7
(うち住所地特例)	5	5	7	7
合計	1,734	1,726	1,705	1,679

③ 所得段階別保険料の区分

○令和3年度～令和5年度

所得段階	所得の状況区分
第1段階	住民税非課税世帯で年金収入80万円以下又は生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢年金受給者等
第2段階	住民税非課税世帯で年金収入80万円超120万円以下
第3段階	住民税非課税世帯で年金収入120万円超
第4段階	本人は非課税だが世帯に課税者がいる年金収入80万円以下
第5段階	本人は非課税だが世帯に課税者がいる年金収入80万円超
第6段階	本人課税者で合計所得120万円未満
第7段階	本人課税者で合計所得120万以上210万円未満
第8段階	本人課税者で合計所得210万以上320万円未満
第9段階	本人課税者で合計所得320万以上430万円未満
第10段階	本人課税者で合計所得430万円以上

○令和6年度～令和8年度

所得段階	所得の状況区分
第1段階	住民税非課税世帯で年金収入80万円以下又は生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢年金受給者等
第2段階	住民税非課税世帯で年金収入80万円超120万円以下
第3段階	住民税非課税世帯で年金収入120万円超
第4段階	本人非課税者で年金収入80万円以下
第5段階	本人非課税者で年金収入80万円超
第6段階	本人課税者で合計所得120万円未満
第7段階	本人課税者で合計所得120万以上210万円未満
第8段階	本人課税者で合計所得210万以上320万円未満
第9段階	本人課税者で合計所得320万以上420万円未満
第10段階	本人課税者で合計所得420万以上520万円未満
第11段階	本人課税者で合計所得520万以上620万円未満
第12段階	本人課税者で合計所得620万以上720万円未満
第13段階	本人課税者で合計所得720万円以上

④ 所得段階別保険料年額

所得段階	平成27年度～29年度	平成30年度～令和2年度	令和3年度～5年度	令和6年度～8年度
第1段階	29,640	30,000	20,400	19,200
第2段階	49,320	50,400	32,400	33,600
第3段階	49,320	50,400	45,600	46,800
第4段階	59,280	60,000	57,600	60,000
第5段階	65,760	67,200	64,800	67,200
第6段階	78,960	80,400	76,800	80,400
第7段階	85,560	86,400	84,000	87,600
第8段階	98,640	100,800	97,200	100,800
第9段階	111,840	114,000	109,200	114,000
第10段階	118,440	120,000	116,400	127,200
第11段階				141,600
第12段階				154,800
第13段階				160,800

⑤ 保険料所得段階別人数

所得段階	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1段階	213	209	198	196
第2段階	150	152	156	166
第3段階	177	175	188	196
第4段階	186	168	150	133
第5段階	332	345	347	330
第6段階	301	291	291	260
第7段階	196	220	216	235
第8段階	102	93	93	92
第9段階	41	38	37	40
第10段階	36	35	29	31

⑥ 要介護認定者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和元年度	13	9	87	84	70	43	38	344
令和2年度	10	14	89	84	69	41	33	340
令和3年度	9	9	89	78	80	33	21	319
令和4年度	9	9	82	75	74	37	18	304

⑦ 在宅サービス受給者の状況

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和元年度	83	41	906	820	490	200	170	2,710
令和2年度	85	66	920	782	519	192	128	2,692
令和3年度	63	47	949	776	493	176	121	2,625
令和4年度	53	72	949	763	428	135	76	2,476

⑧ 地域密着型サービス受給者の状況

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和元年度	0	0	246	237	153	16	13	665
令和2年度	0	0	237	218	114	9	25	603
令和3年度	0	0	239	255	92	10	49	645
令和4年度	0	0	275	237	124	23	38	697

⑨ 施設介護サービス受給者の状況

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
令和元年度	670	315	8	993
令和2年度	623	350	10	983
令和3年度	635	385	21	1041
令和4年度	624	280	15	919

※同月内に異種の施設を利用した方は項目に1人ずつ計上、合計は1人として計上。

⑩ 各種給付サービスの状況

(延件数)

給付サービスの内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在宅サービス	8,581	8,316	8,026	7,505
介護サービス計画	2,571	2,529	2,454	2,198
訪問介護(ヘルパー)	631	574	506	451
通所介護・通所リハビリ	1,407	1,333	1,347	1,179
訪問看護	463	623	641	554
訪問入浴・訪問リハビリ	64	61	75	51
短期入所	722	656	674	574
福祉用具貸与	1,723	1,741	1,648	1,537
居宅療養管理指導	793	610	493	697
福祉用具購入	35	31	30	38
住宅改修費	19	29	30	18
特定施設入所者生活介護	153	129	128	208
地域密着型サービス	803	619	662	716
認知症対応型通所介護	556	441	442	434
認知症対応型共同生活介護	247	178	220	282
施設サービス	942	988	1,052	934
介護老人福祉施設	570	625	636	633
介護老人保健施設	363	352	395	285
介護療養型医療施設	9	11	21	16
合計	10,326	9,923	9,740	9,155

⑪ 各種給付サービスの状況(給付額)

(円)

給付サービスの内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在宅サービス	290,331,295	297,105,339	294,621,232	273,348,638
介護サービス計画	39,310,968	40,585,795	41,559,602	36,784,307
訪問介護(ヘルパー)	23,115,120	28,769,741	22,329,276	22,782,851
通所介護・通所リハビリ	102,488,706	100,540,228	100,633,675	86,032,233
訪問看護	15,835,600	16,189,754	17,076,514	15,110,980
訪問入浴・訪問リハビリ	2,948,278	2,296,578	3,966,637	2,694,339
短期入所	52,233,522	54,908,982	56,519,577	45,914,356
福祉用具貸与	22,764,225	22,599,159	22,273,636	20,294,822
居宅療養管理指導	3,159,172	3,396,208	2,567,744	3,799,671
福祉用具購入	867,627	936,449	692,303	1,024,157
住宅改修費	1,678,984	2,242,922	2,723,344	1,489,002
特定施設入所者生活介護	25,929,093	24,639,523	24,278,924	37,421,920
地域密着型サービス	80,624,836	72,166,304	83,138,741	99,754,251
認知症対応型通所介護	28,433,139	26,345,936	27,449,826	28,514,329
認知症対応型共同生活介護	52,191,697	45,820,368	55,688,915	71,239,922
施設サービス	248,092,683	252,491,888	269,005,328	237,311,409
介護老人福祉施設	165,290,607	160,771,235	160,885,929	162,222,980
介護老人保健施設	79,405,638	87,996,111	101,561,243	70,249,678
介護療養型医療施設	3,396,438	3,724,542	6,558,156	4,838,751
合計	619,048,814	621,763,531	646,765,301	610,414,298

⑫ 標準負担減額認定者

(人)

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型介護老人福祉施 設入居者生活介護	その他	合計
令和元年度	40	3	0	0	56	99
令和2年度	35	2	0	0	50	87
令和3年度	38	6	2	0	50	96
令和4年度	38	4	0	0	43	85

⑬ 介護老人福祉施設の待機者状況

(人)

	介護老人保健施設等	医療機関に入院中	在宅介護	合計
令和元年度	13	1	21	35
令和2年度	7	0	26	33
令和3年度	9	2	23	34
令和4年度	20	5	16	41

資料:南木曾町 成果報告

木曾広域連合「介護保険事業計画」(所得段階別保険料とその区分)

南木曾町老人福祉計画

【介護保険事業計画】

令和6年3月

策定 南木曾町地域福祉計画策定懇話会（高齢者保健福祉部会）
発行 南木曾町住民課
〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書3668-1
電話 0264-57-2001
FAX 0264-57-2270
ホームページアドレス <http://www.town.nagiso.nagano.jp>
E-MAILアドレス fukusi@town.nagiso.nagano.jp